

# 井川町自立計画



平成 17年 9月  
秋田県 井川町

# 井川町自立計画目次

「井川町自立計画」策定に向けて	…………… 4
1 自立にいたる経緯と計画の策定にあたって	…………… 4
2 目指すべき方向性	…………… 6
3 計画の期間	…………… 6
井川町の現状と課題	…………… 7
1 人口減少と少子高齢化	…………… 7
2 井川町の財政状況	…………… 8
3 農業振興	…………… 11
4 教育施設の充実	…………… 11
自立に向けて	…………… 12
1 行政改革の徹底	…………… 12
(1) 人件費の抑制	
(2) 職員の意識改革	
(3) 組織機構の再編	
(4) 事務事業の見直しによる経費の削減	
(5) 歳入の確保	
2 住民との協働によるまちづくりの推進	…………… 24
(1) 協働のまちづくりが求められる背景	
(2) 協働のまちづくり推進のための方策	
3 住民サービスの向上	…………… 27
(1) 窓口業務の延長	
(2) 総合窓口開設の検討	

4 地域の特性を生かしたまちづくり	……28
(1) 人口対策	
(2) 子育て支援	
(3) 農業の振興	
(4) 商工業の振興	
(5) 教育施設の整備	
(6) 土地利用計画	
今後に向けて	…… 30
1 計画の進行管理	…… 30
2 将来の合併に対する考え	…… 30
財政計画・事業計画	…… 31

## 「井川町自立計画」策定に向けて

### 1 自立に至る経緯と計画の策定にあたって

近年、人口の減少と少子高齢化、国・地方の財政状況の悪化など、社会情勢の大きな変化のなかで、中央集権型社会から地方分権型社会の実現に向けた改革が進められています。いわゆる「三位一体の改革」では、地方分権の推進に当たり、地方自治体の自立性の強化を実現するため、国からの補助金や地方交付税といった地方の財政補填のための財源を削減し、一方で地方への税源移譲を同時に進める、という方針を示しています。これにより小規模自治体では交付税削減の影響を大きく受けることになりました。

また国は、地方分権の受け皿となる基礎的自治体である市町村に十分な財政能力を持たせるとの名目で、合併特例債という期限付きの優遇措置を設けたうえで、市町村合併を強力に推進しました。

こうした流れの中で本町は、平成15年4月五城目町・八郎潟町と「湖東3町合併懇談会」を設立。湖東3町による合併協議が開始されました。8月には「五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会」、10月末には同法定合併協議会を設立し、本格的な合併協議に入り、新町の名称、合併期日、財産の取扱いなど合併に関する52項目の協定項目についての協議を行ってきました。

平成16年10月、合併協議会に「新町まちづくり計画」が提示されたのを受け、町では新町まちづくり計画の概要と、比較資料として以前から町民に求められていた合併できなかつた場合の井川町単独での財政見通しを示した資料を町内の全戸に配付。それと同時に合併に関しての5度目の住民説明の場となる合併座談会を開催しました。座談会では、参加者から合併協議の中で浮き彫りになった3町の課題や問題点等に厳しい意見が相次ぎ、町民の合併に対する合意形成が不十分であることが明らかとなりました。大きな問題の一つとしては、合併後の新町の職員数があまりにも多く、適正数値となるまでには十数年かかること、この過剰分の人件費にかかる支出が合併特例債と同規模にまでなり、財政的な合併効果が薄れてしまうという点がありま

した。そのことは、3回目となる「合併に関するアンケート調査」の回答（3町合併について「賛成」26.0%、反対39.2%、「問題点を解決してから合併すべき」33.7%）にも顕著に表れました。

井川町議会ではこれまでの合併協議の経過や課題調整の進捗状況、町民アンケート結果等をふまえ、12月定例会で合併の賛否について採決が行われ、賛成5、反対10で、今回の合併には反対するとの意志を表明しました。

町では合併協議の状況や座談会等での町民の声・アンケート結果や意見、町議会の表明を受け止め、合併協議会の離脱を五城目町・八郎潟町両町に伝え、平成16年12月24日、3町それぞれの議会で井川町の合併協議会離脱が承認されました。

町が合併協議会を離脱するとした決断は、「今回の合併特例債を活用するための合併」には合意できなかったということであり、町村合併そのものを反対するものではありません。

合併する・しないにかかわらず国からの地方交付税が削減されることには変わりはなく、町の財政は今まで以上に厳しさを増すことが予想されます。井川町はこれまでも第3次総合振興計画のもと、「美しいまち 楽しいまち 健康なまち」を基本理念として安全に安心して暮らしやすい町民生活の実現を目標として進んで参りました。その結果、生活基盤の整備という点では一定の水準をクリアできたと考えています。しかしながら、先行きが不透明な厳しい財政状況のなかで自立の道を歩んでいくためには、今まで以上の徹底した行財政改革はもちろん、地域と行政とが協働して、将来に希望を持てる「まちづくり」を進めていかななくてはなりません。

このことを町民の皆様にご理解していただきながら、今後10か年の自立計画を策定するものです。

## 2 目指すべき方向性

本町の一般財源の大部分を占める地方交付税の減額により、本町が自立し、井川町独自の特色ある政策や文化を創造していくためには、大幅な行財政改革が必要不可欠となります。

この「自立計画」では、これまでの業務全体を見直し、執行体制や方法を含めて検討するとともに、職員の減少によるサービス低下を避けるため、職員の意識改革を積極的に進め、簡素で効率的な行政運営を目指します。

これまで本町は、上水道整備や公共下水道整備、農業集落排水施設整備、町道整備等の居住環境整備に重点を置いた事業の推進によって一定のインフラ整備が完了していることから、本町の地域性や特性を生かした新たなまちづくりを推進します。

## 3 計画期間

平成17年度～平成26年度

## 井川町の現状と課題

### 1 人口減少と少子高齢化

井川町の人口は、1955年（昭和30年）の7,763人から減少を続け、2000年（平成12年）の国勢調査では6,116人となっています。今後も減少は続くことが予想され、10年後の2015年（平成27年）の推計人口は5,526人、20年後の2025年には4,919人となっています。

また、0～14歳の年少人口は2000年（平成12年）と比較すると792人から410人と48.2%、15～64歳の生産人口は3,736人から2,097人と56.1%の減少が見込まれます。逆に、65歳以上の老年人口は1,588人から2,412人と34.2%増加すると推計され、少子高齢化がさらに進むことが予想されます。

生産年齢人口の減少は、産業の振興、税収等に与える影響が懸念されることから、少子高齢化への対策が課題となります。

人口推計

（単位：人・％）

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)
総人口	6,116	6,003	5,776	5,526	5,236	4,919
0～14歳	792	715	598	519	461	410
構成比	12.9	11.9	10.4	9.4	8.8	8.4
15～64歳	3,736	3,596	3,165	2,769	2,367	2,097
構成比	61.1	59.9	54.8	50.1	45.2	42.6
65歳以上	1,588	1,692	2,013	2,238	2,408	2,412
構成比	26.0	28.2	34.8	40.5	46.0	49.0

2010年以降の人口は日本統計協会の推計による。

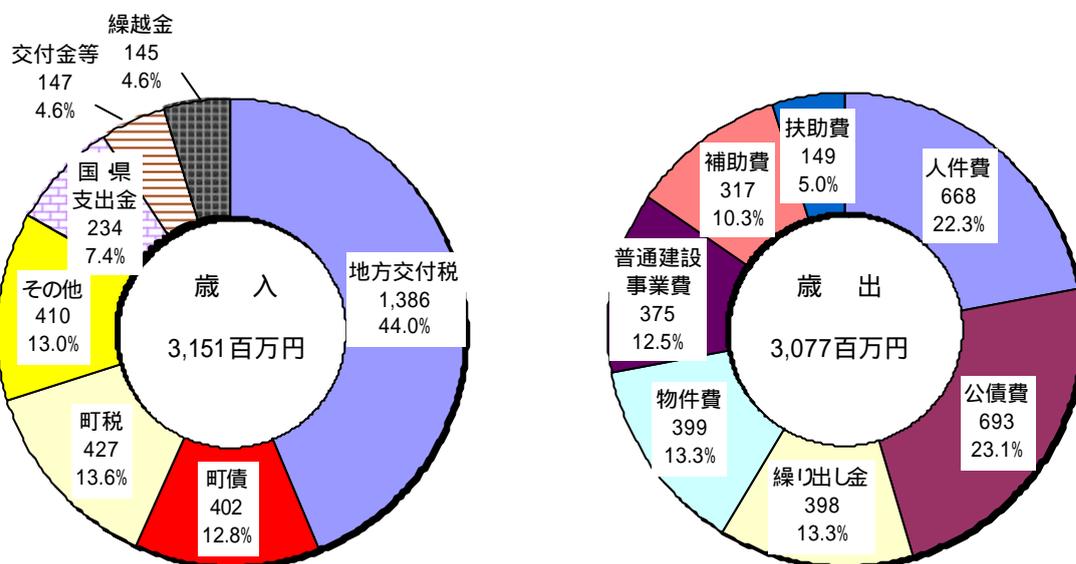
## 2 財政状況

財政面では、歳入に占める地方交付税の割合が平成16年度で約43%と国への財源の依存度が高くなっていますが、その地方交付税が国の政策により5年前と比べると約3億6千万円減少しており、町の財政を厳しいものにさせています。

町では職員の不採用による人件費の抑制や、物件費の節減に努めてきましたが、今後も地方交付税の減額が予想されるなかで町税等自主財源の確保や、より一層の歳出の抑制が必要となります。

平成16年度一般会計決算状況

(単位：百万円)



決算額の推移・・・一般会計

(単位：千円)

年度	歳入総額			歳出総額		
		うち 町税	うち 地方交付税		うち 公債費	うち 人件費
11	4,943,412	454,763	1,751,346	4,818,334	651,745	702,103
12	3,475,113	476,711	1,763,455	3,405,677	704,299	691,836
13	3,163,855	449,084	1,611,916	3,057,204	615,600	696,791
14	3,478,898	446,345	1,584,271	3,352,282	651,737	696,235
15	3,200,488	433,024	1,451,505	3,055,572	391,708	669,807
16	3,151,466	427,521	1,386,472	3,076,507	693,031	668,219

平成11年度から14年度及び平成16年度の公債費には繰上償還も含まれています。

## 決算額の推移・・・特別会計

### 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額	538,602	574,319	603,743	589,756	670,041	665,624
歳出総額	425,898	451,616	471,970	449,503	551,432	556,531
歳入歳出差引額	112,704	122,703	131,773	140,253	118,609	109,093

### 介護保険事業特別会計

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額		298,968	363,128	374,512	392,215	426,721
歳出総額		278,721	349,069	363,831	370,161	405,100
歳入歳出差引額		17,927	14,059	10,681	22,054	21,621

### 国民健康保険井川町診療所特別会計

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額	221,465	213,946	207,214	186,961	187,646	148,066
歳出総額	214,034	200,445	199,470	186,961	187,646	148,066
歳入歳出差引額	7,431	13,501	7,744			

### 老人保健特別会計

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額	737,525	647,082	756,141	717,882	760,309	791,319
歳出総額	741,668	651,700	764,987	714,424	760,309	760,300
歳入歳出差引額	4,143	4,618	8,846	3,458		31,019

### 下水道事業特別会計

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額	710,661	650,210	521,815	373,510	214,748	219,448
歳出総額	710,344	647,598	521,592	373,462	214,689	219,417
歳入歳出差引額	317	2,612	223	48	59	31

### 農業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額	297,778	530,540	547,591	52,151	71,043	63,670
歳出総額	297,778	503,190	547,591	52,151	71,043	63,666
歳入歳出差引額		27,350				4

## 介護認定事業特別会計

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額	34,003	35,206	43,315	51,637	46,245	36,330
歳出総額	30,012	32,589	34,795	35,422	34,841	32,765
歳入歳出差引額	3,991	2,617	8,520	16,215	11,404	3,565

## 介護サービス事業会計

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額		211,298	258,916	256,246	251,420	245,929
歳出総額		211,298	258,916	256,246	251,420	245,929
歳入歳出差引額						

## 基金現在高・地方債現在高の推移

(単位：千円)

年度	積立金現在高		地方債現在高	
		うち特定目的基金等	(水道事業会計を除く)	うち普通会計
11	1,002,639	410,739	7,500,801	4,921,224
12	1,060,370	385,470	7,920,003	4,345,783
13	1,139,600	394,700	8,166,351	4,277,460
14	1,182,800	403,900	8,254,911	4,325,929
15	1,225,300	442,400	8,312,057	4,490,432
16	1,182,100	457,700	8,006,141	4,293,958

特定目的基金等とは・・・公共施設の建設や地域振興、社会福祉の向上などの目的のために積み立てられる基金のほか、国民健康保険・介護保険特別会計の定額運用基金を含む。

## 財政力指数・経常収支比率の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
財政力指数	0.224	0.222	0.230	0.237	0.245	0.245
経常収支比率(%)	79.2	76.9	79.6	79.9	80.1	87.9

**財政力指数とは**・・・その団体の財政力を示すものであり、指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされています。なお、財政力指数が1を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。

**経常収支比率とは**・・・財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入（地方税・地方交付税・地方譲与税等）がどの程度充当されているかをみるもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることとなります。

### **3 農業振興**

本町の基幹産業である農業は、豊かな土地資源と高い生産技術に支えられながら稲作を中心とした作付け体系を確立し、農家経済の向上と安定に寄与してきました。また、水田のもつ多面的機能や環境の保全等により、地域社会の形成に大きな役割を果たしています。

しかし、農業を取りまく社会情勢が混迷している中で、これまで以上に農業生産性の向上や農業経営の安定を目指すためには、生産基盤の整備や効率的な農業経営の確立とともに、意欲ある担い手が地域の実情に応じて営農に取り組める支援体制や営農モデルの確立が必要とされています。

### **4 教育施設の充実**

本町は、昭和37年に中学校、昭和48年には小学校の統合を行い、平成10年には東西の保育園と幼稚園を統合した「井川こどもセンター」による幼保一体を実現させました。

今後より多様化する社会環境の中で、これからの社会を担う子どもたちの教育環境を整えることはますます重要となっています。個人の能力を發揮できる環境を整えるとともに、小・中学校の連携教育や地域連携教育、一貫教育の推進が必要となります。

# 自立にむけて

## 1 行政改革の徹底

### (1) 人件費の抑制

#### 職員数の削減

平成16年4月現在、井川町の一般職の職員数は94人であり、平成11年の106人と比較して12人の職員の削減が図られてきていますが、財政状況がより一層厳しくなることが予想されるなかで、更なる人件費の抑制は大きな課題となります。

今後も、組織機構改革、事務事業の見直しを推進しながら引き続き職員数を削減し、平成26年度には63人(31人減)体制を目指します。

なお、期間の限定されている業務や資格を有する業務等については、業務委託等をすすめサービス低下にならないように配慮します。

年度別職員削減目標

(単位：年度、人)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
職員数	94	92	91	89	84	83	76	74	68	67	63

年度別退職・採用予定者数

(単位：年度、人)

年 度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
退職	行政職	2	1	1	2	1	4	2	6	2	5	2
	保健師				1							
	看護師				1		1					
	保育士			1	1		2	1				
	運転士				1	1						
	調理師			1			1		1			1
	校務員											
総数	2	1	3	6	2	8	3	7	2	5	3	
採 用				1	1	1	1	1	1	1	1	

### 議会議員の定数及び報酬の削減

厳しい財政状況や人口の減少を勘案し、議会では、議員提案による議員定数の削減を決定いたしました。報酬の10%減額を行います。

定数：4人削減	16人	12人（次回改選期より）
報酬：議長 10%削減	280千円	252千円（平成17年7月より）
副議長 10%削減	250千円	225千円（"）
議員 10%削減	235千円	212千円（"）

### 特別職（町長等）報酬の削減

特別職に関しては、平成15年度から収入役を選任せずに対応しておりますが、町長、助役、教育長及び収入役の給料の減額を行います。

報酬：町長 15%削減	835千円	710千円（平成17年7月より）
助役 10%削減	630千円	567千円（"）
収入役 10%削減	590千円	531千円（"）
収入役は現在不在		
教育長 10%削減	550千円	495千円（"）

### 管理職手当の引き下げ

現在、課長級職員に支給されている管理職手当の引き下げを行います。

管理職手当：8% 4%（平成17年7月より）

### 各種委員会・審議会等の見直し

各種委員会・審議会等については、その必要性、活動状況を十分に検証し、組織の統廃合を含めて、委員数、報酬、委員構成などの見直しを行います。

## (2) 職員の意識改革

行政改革を進め町民サービスの向上を図るため、業務全体の見直しやこれまでの執行体制の改善等とともに職員の意識改革を強力に進めます。

### 町民の目線に立った町政運営

#### 対応姿勢の改善

「行政は究極のサービス業」という認識を持ち、窓口や電話対応などの接遇改善を図ります。

#### 発想の転換・十分な説明

住民のニーズに対して既存の制度や体制では対応できない課題については、逆に制度・体制を変えることはできないのかといった柔軟な発想を持つことを心がけます。その上でできないと判断されるものは、理解をしてもらうよう十分な説明を行います。

#### 意見に対する対応の改善

一人ひとりの町民の声の陰にはその何倍もの埋もれた声があることを意識しながら誠実に対応します。また、町民が意見を言いやすい環境づくりに努めます。

#### 現場重視

机上ではなく現場を重視し、住民のニーズを敏感かつ的確に把握・評価し、施策に反映させることができる職員の育成を目指します。

## 無駄のない町政運営

### コスト意識の徹底

限りある資源の効率的な配分を行い、最小のコストで最大の効果を上げられるよう効率的・効果的な運営に努め、町民にとってより利便性が高く、より質の高いサービスを提供します。

### 創意・工夫・挑戦の意識の向上

上司からの指示待ちや前例踏襲などの意識を捨て、一人ひとりの職員が改革の主体であるということを実感し、「自分の仕事が本当の意味で町民のためになっているのか」を常に考え、創意・工夫・挑戦の意識を向上させます。併せて「事務事業評価システム（ ）」の導入も検討します。

( ) 「事務事業評価システム」については19ページを参照。

## 人材育成と情報の共有化の推進

### 職員研修の推進

管理職を含めた全職員を対象とした多様な研修を積極的に推進し、職員を「人材」として育成します。

### 職員間の情報の共有

部門（課）を超えた積極的な連携を図り、町の方針やビジョンを職員間で共有し事業を実施します。

また、グループ制の導入を検討し、課内勉強会等の推進を図ることにより職員に幅の広い能力を持たせ、「担当者不在 = 対応不可」の状況の改善に努めます。

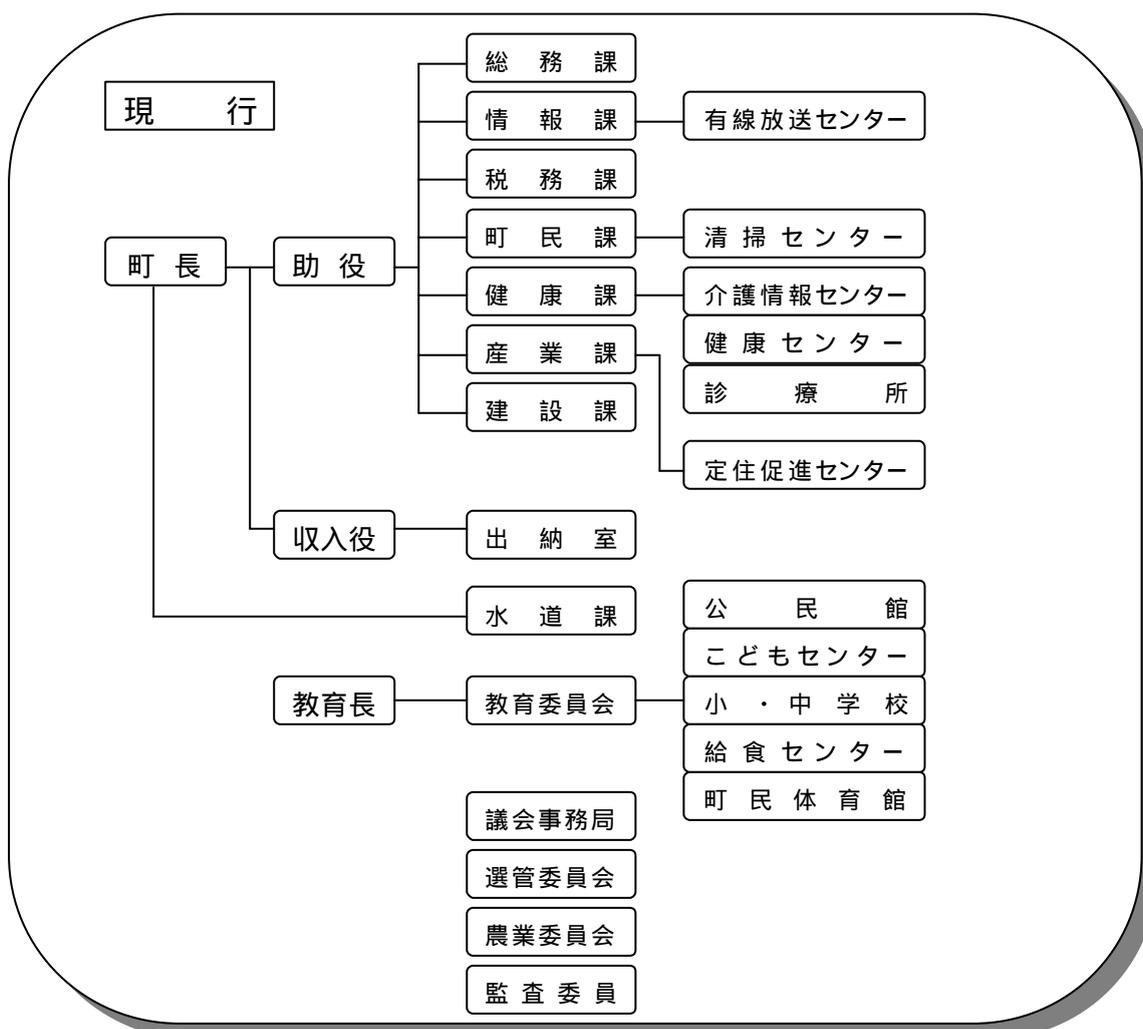
### (3) 組織機構の再編 課の統合

本町では、平成7年度に企画情報室（現情報課）を設置、平成12年度の介護保険の施行によって住民福祉課（現町民課）と保健衛生課（現健康課）の業務の見直しを行い、現在の組織機構となっています。

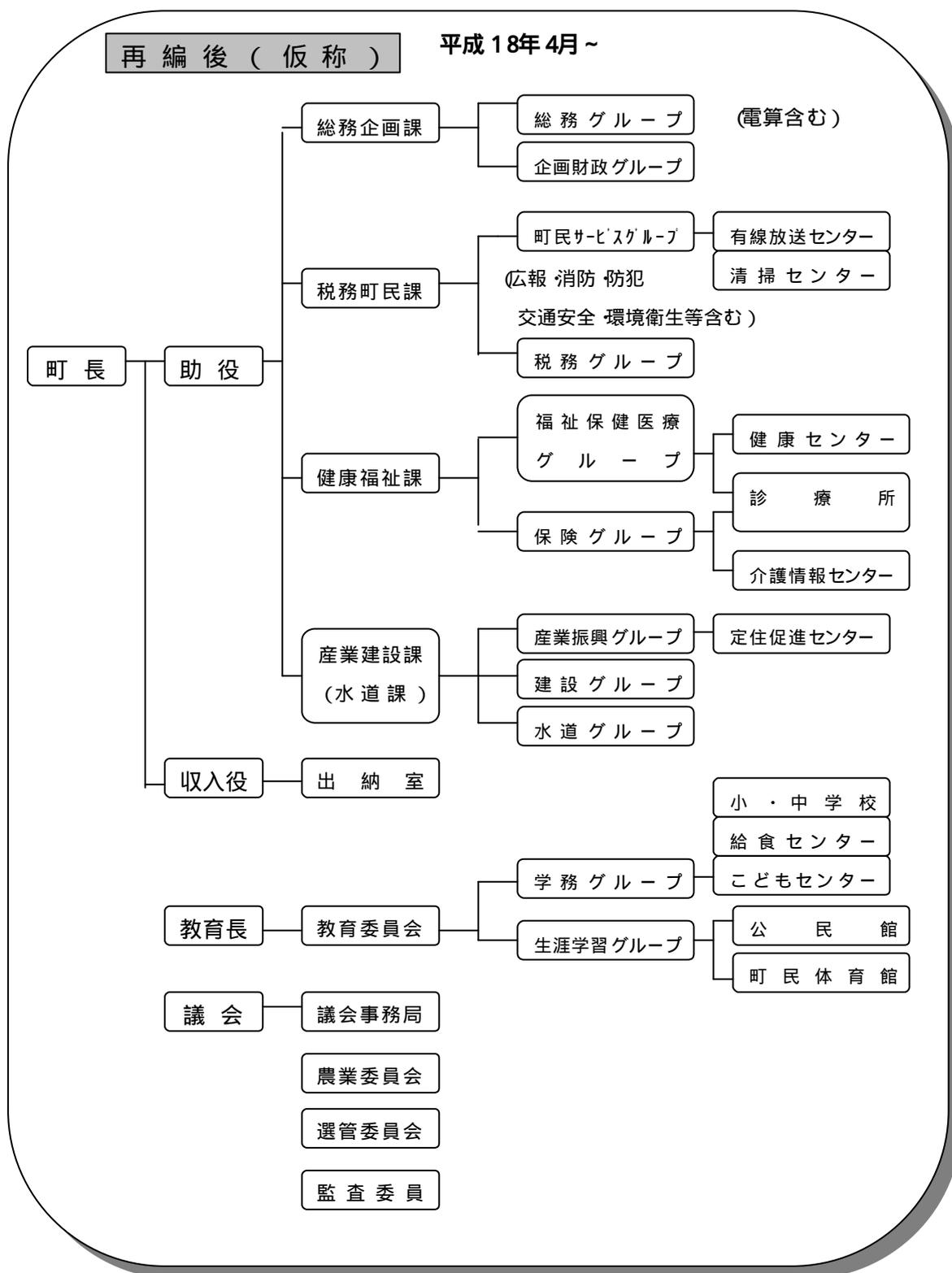
これまでも、関係業務や事務執行にあたっては全庁的な視野に立って協調しながら執行してきましたが、今後の職員数減少、事務事業の見直しを踏まえ、効率的・効果的な執行体制づくりのため、組織機構の再編を行います。なお、課の統合によって町民のニーズや相談に総合的に対応できるとともに、新たな発想を促し、利便性を高めることが期待できます。

また、組織機構の再編と同時に各種申請や交付の一元化に向けて引き続き検討を行います。

組織機構図

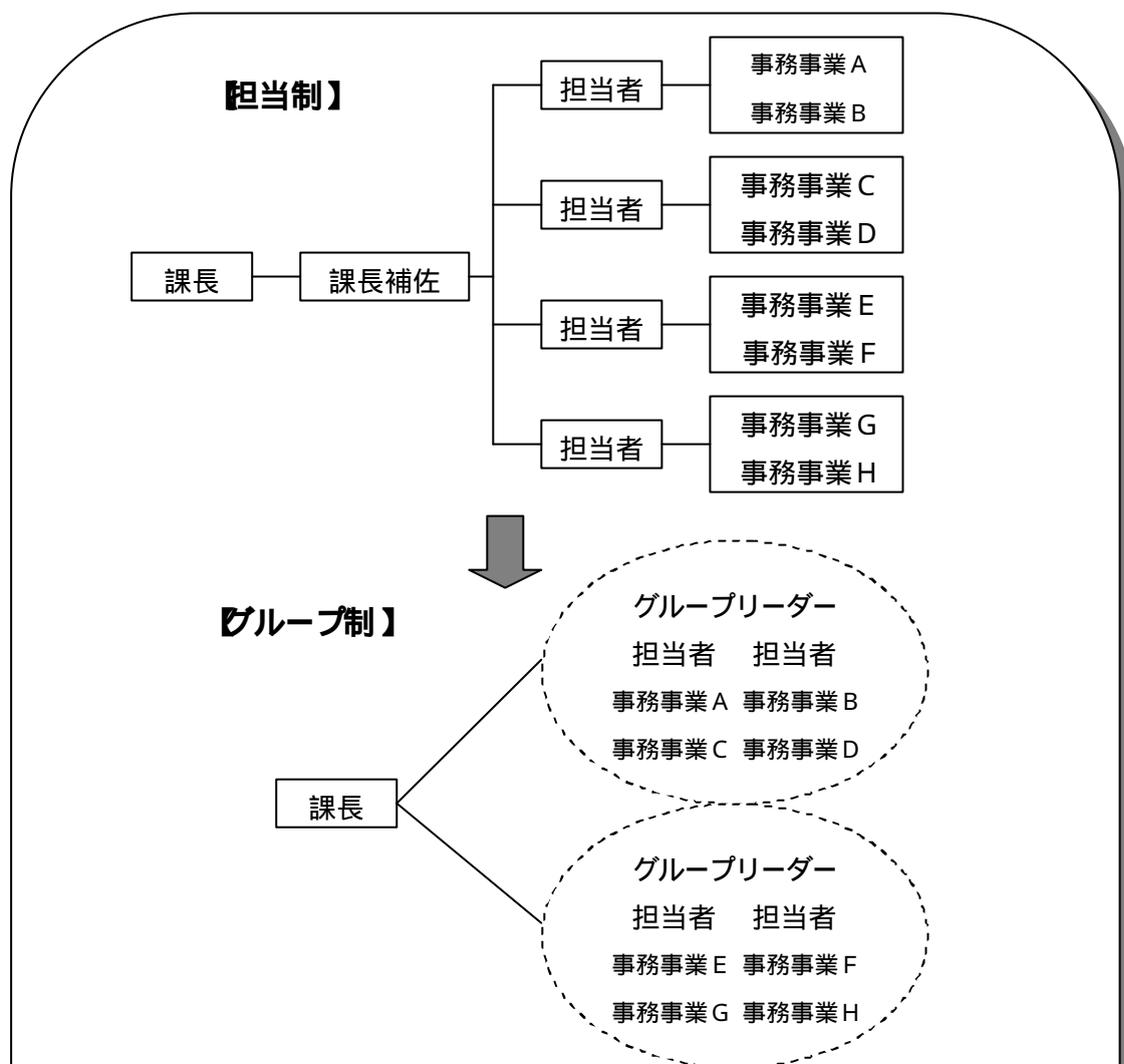


町長部局を現行の8課1室体制から4課1室体制とします。また、担当業務の効率的一元化を進めるとともに平成20年4月以降税務町民課と健康福祉課の再編成を考慮し、新体制以降も組織機構の検討を継続していきます。



## グループ制導入の検討

課の再編成に伴い、担当による事務量の格差、繁忙期職員配置の硬直性など、これまでの担当制が抱える課題を解消し、組織の動態化と職員の協働性の確保を目的に、グループ制を導入します。



グループ編成については新規の事務事業への対応、事務事業の繁忙などにより柔軟に変更できることとします。

### グループ制に期待される効果

- ・ 縦割り、細分化された担当制からの脱却を図り、柔軟な組織運営を行えるため、限られた人員の効率的活用ができ、多様な行政需要に迅速に対応することができます。
- ・ 組織のフラット化により、職員同士の連携を促すとともに、意志決定の迅速化や総合行政の推進を図ることができます。

#### (4) 事務事業の見直しによる経費の削減

##### 事務事業の整理合理化

行政の責任領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、効率、効果等を十分吟味して事務事業の整理合理化を図ります。

##### 事務事業評価システム導入の検討

事務事業の整理合理化の手段の一つとして、また、住民のニーズに的確に対応した効果的な事業展開を図るため、事務事業評価システムの導入を検討します。

##### 事務事業評価システムとは

町が実施している事務事業について、その目的や手段を明確にし、どのような効果があがっているのか、費用は適切か、他に効率的な方法はないかなどを客観的評価基準に基づいて評価するものです。

##### 事務事業評価システムの目的

- ・ 時代の変化や住民ニーズに的確に対応した効果的・合理的な施策の選択、事務事業の見直し。
- ・ 評価結果を公表することにより、行政の説明責任を果たし、行政への町民理解の促進。
- ・ 職員が事務事業の目的や成果を明確に意識することにより、改善改革意識やコスト意識の高揚。

#### 経常経費の削減

##### 補助金の見直し

補助金については、これまでも段階的に削減を図ってきましたが、さらにその役割や効果を精査し見直しを行います。

##### 補助金見直しの視点

- ・ 全ての補助金（国・県の制度による補助金を除く）を見直しの対象とし、その必要性、目的の達成度合い、事業内容などについて検証します。
- ・ 「協働のまちづくり」推進のため、行政と住民の役割分担を明確にし、団体等の活動が行政に依存せず自立した住民の自主的な活動となるよう支援します。
- ・ 補助に当たっては、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもって不足する分を補助する「必要かつ最小限の原則」を徹底します。

主な町単独補助金

(単位：千円)

補 助 金	16年度	17年度	補 助 金	16年度	17年度
町内会長会補助金	40	40	農業指導センター補助金	1,000	600
町内振興費補助金	5,074	5,144	農業振興推進活動費補助金	310	310
井川町人権擁護委員会補助金	15	15	地域調整推進費補助金	820	820
職員厚生費補助金	300	100	重点作物振興費補助金	12,000	9,700
井川町さくら駅利用促進協議会補助金	100	100	農業者年金加入者協会補助金	50	30
彫刻整備実行委員会補助金	2,900	2,000	緑化推進委員会補助金	20	20
首都圏ふるさと井川会運営費補助金	500	400	井川町商工会補助金	1,800	1,600
納税組合奨励交付金	2,000	2,168	中小企業融資斡旋資金保証料補助金	390	325
納税組合奨励交付金(国保)	1,500	1,500	子供会共済補助金	60	58
交通安全協会補助金	100	100	母親クラブ活動費補助金	567	540
交通安全母の会補助金	50	30	生徒用ヘルメット購入費補助金	56	63
井川町防犯協会補助金	80	60	修学旅行補助金(小学校)	60	56
井川町保護司会補助金	20	20	社会福祉協議会運営費補助金	3,961	4,000
井川町民生委員協議会活動費補助金	269	269	町福祉活動専門員補助金	5,000	5,000
航空防除補助金	1,448	1,448	3町社会福祉協議会合併協議会補助金	500	0
基盤整備助成補助金	15,750	10,237	シルバー人材センター運営費補助金	100	80
基盤整備事業東部地区推進委員会運営費補助金	100	100	身体障害者療養施設建設費補助金	2,187	2,308

補 助 金	16年度	17年度	補 助 金	16年度	17年度
精神障害者交通費補助金	58	58	桜爛太鼓育成費補助金	200	200
三種混合予防接種補助金	30	30	芸術文化協会補助金	200	200
麻疹予防接種費補助金	60	60	婦人会補助金	340	340
食生活改善伝達講習会補助金	145	140	井川町体育協会補助金	350	350
穀物貯蔵施設建設費補助金	10,336	10,107	国体選手派遣費補助金	80	80
修学旅行補助金 (中学校)	56	65	スポーツクラブ運営委員会補助金	682	682
宿泊訓練補助金 (小学校)	110	108	全町盆踊り実行委員会補助金	1,000	900
宿泊訓練補助金 (中学校)	124	118	美しいまちづくり推進事業費補助金	250	50
選手等派遣費補助金	1,700	1,300	計	74,848	64,129

### **施設管理費の削減**

施設の管理運営については、光熱水費や通信費の一層の節減とともに、機器保守業務などの委託方法・内容の見直しを行い、効率的な運営、工夫改善による施設の利用率の向上に努めます。

### **これまでの事務経費の削減状況**

- ・ 職員の退職者不補充
- ・ 職員時間外手当の削減
- ・ 物品購入等に入札制度を導入
- ・ 食料費の抑制
- ・ 日帰り出張及び議会議員の費用弁償の日当廃止
- ・ 省エネの推進
- ・ 経常経費の一律削減等

### **今後の削減計画**

- ・ 非常勤特別職の定数及び報酬の見直し
- ・ 職員時間外手当の削減
- ・ 物品購入等の入札制度の拡大
- ・ 食料費の削減
- ・ 公共施設の利用状況による統廃合等
- ・ 経常経費の一律削減等
- ・ アウトソーシングの導入
- ・ 業務の簡素化
- ・ 業務移管の検討
- ・ 広域行政の検討

## (5) 歳入の確保

### 使用料・手数料等

使用料・手数料等は特定の行政サービスを利用した人（受益者）からサービスに要する経費の一部として料金を負担していただいているもので、町の貴重な財源のひとつとなっています。

厳しい財政状況のなか、使用料・手数料等を増額することも歳入の確保という面から選択肢の一つと考えられますが、町では法律や上級機関で料金が示されているものを除き当面据え置き、他団体の動向や利用状況を見て判断したいと考えています。

水道使用料については、現行の料金水準を維持できますが、下水道使用料・農業集落排水使用料については、地方交付税の基準単価 192 円/? に現在の町の徴収単価（122 円/?）が満たないため、交付税が平成 15 年度と比較して約 7,900 千円減額となっています。受益者の負担の適正化を求める国の指示もあることから、今後基準単価に近づけることも考慮する必要がありますが、町では単価 150 円/? 程度とすることを検討しています。

### 収納率向上

町税や上・下水道使用料等は町の貴重な自主財源であり、それらの未納に対しては歳入の確保及び負担の公平・公正を期するため、対策を強化する必要があります。

町では、17 年度より各課職員から構成される収納率向上プロジェクトチームを組織し、これまでの担当課レベルでの対策から役場全体の問題として収納率向上についての検討を行っています。

## 2 住民との協働によるまちづくりの推進

### (1) 協働のまちづくりが求められる背景

#### 地方分権の進展

地方分権の進展により、真の住民自治を実現させるために、まちづくりのあらゆる場面において、これまで以上に住民の意見を政策立案や事業の実施などに幅広く反映させていくことが求められます。

#### 住民のニーズへの対応

社会情勢の変化や少子高齢化、情報化などにより、住民が行政にもとめるサービスの内容は多様化・高度化しています。行政も住民のニーズへの対応につとめてきましたが、これまでのやり方では今後ますます多様化・高度化する行政に対するニーズの全てに対応することが能力的にも財政的にも困難となることが考えられます。行政だけで対応困難な部分については、住民の自主的な行動のもと、住民や地域、団体等が行政と良きパートナーとして連携・協力しながら課題解決に当たっていくことが必要となります。

#### 信頼関係の構築

住民が行政と協働することにより、行政に対する不信感を払拭し、透明性を高め、住民と行政との信頼関係をより強固なものにすることができます。

### (2) 協働のまちづくり推進のための方策

#### 町政への参加促進

町では、これまでも多くの町民の参画のもとにまちづくりを行ってきましたが、様々な場面で住民と行政が知恵を出し合いながら共に汗を流す協働のまちづくりをなお一層進めていくことにより、町への愛着が高まるとともにまちづくりを支える人材の育成が図られます。

#### 町内会担当参与の積極的な活用

町では現在、役場職員を町内会担当参与として全町内に配置しています。行政と町内との連携をこれまで以上に高めるために町内会活動に積極的に参加します。また町内でも参与制度を活用することにより、積極的に町政へ参画することが大切となります。

### **パブリックコメント制度（住民意見提出制度）の導入**

パブリックコメントとは、町が重要な施策などを立案するときに、行政の作成した草案に対する住民に意見を求める機会を設ける制度で、行政運営に住民の声を直接反映させることを目指したものです。

住民意見がどのように反映されたか、また反映できないときはその理由をすべて公開します。

### **各種委員会、審議会等への公募委員の登用**

非常勤特別職の委員数及び公募可能機関の検討を行います。

また、住民が積極的に応募できる環境・雰囲気づくりを図ります。

### **ボランティアグループ、NPO団体等の育成・支援**

ボランティアグループの育成、NPO団体設立に対する支援を行うことにより、協働のまちづくりの推進とともに人材の育成を図ります。

### **情報提供の推進・公聴活動の充実**

協働のまちづくりでは、住民と行政が常に情報を共有し、共通理解を基盤として推進することが重要となります。よりわかりやすく親しみやすい情報提供と活発な意見交換が可能な環境をつくります。

### **町広報・有線放送・ホームページによる情報提供の充実**

広報いかわ、有線放送、ホームページ等を通じて行政情報を迅速によりわかりやすく提供します。

### **ホームページを通じての要望・意見・提案などの対応**

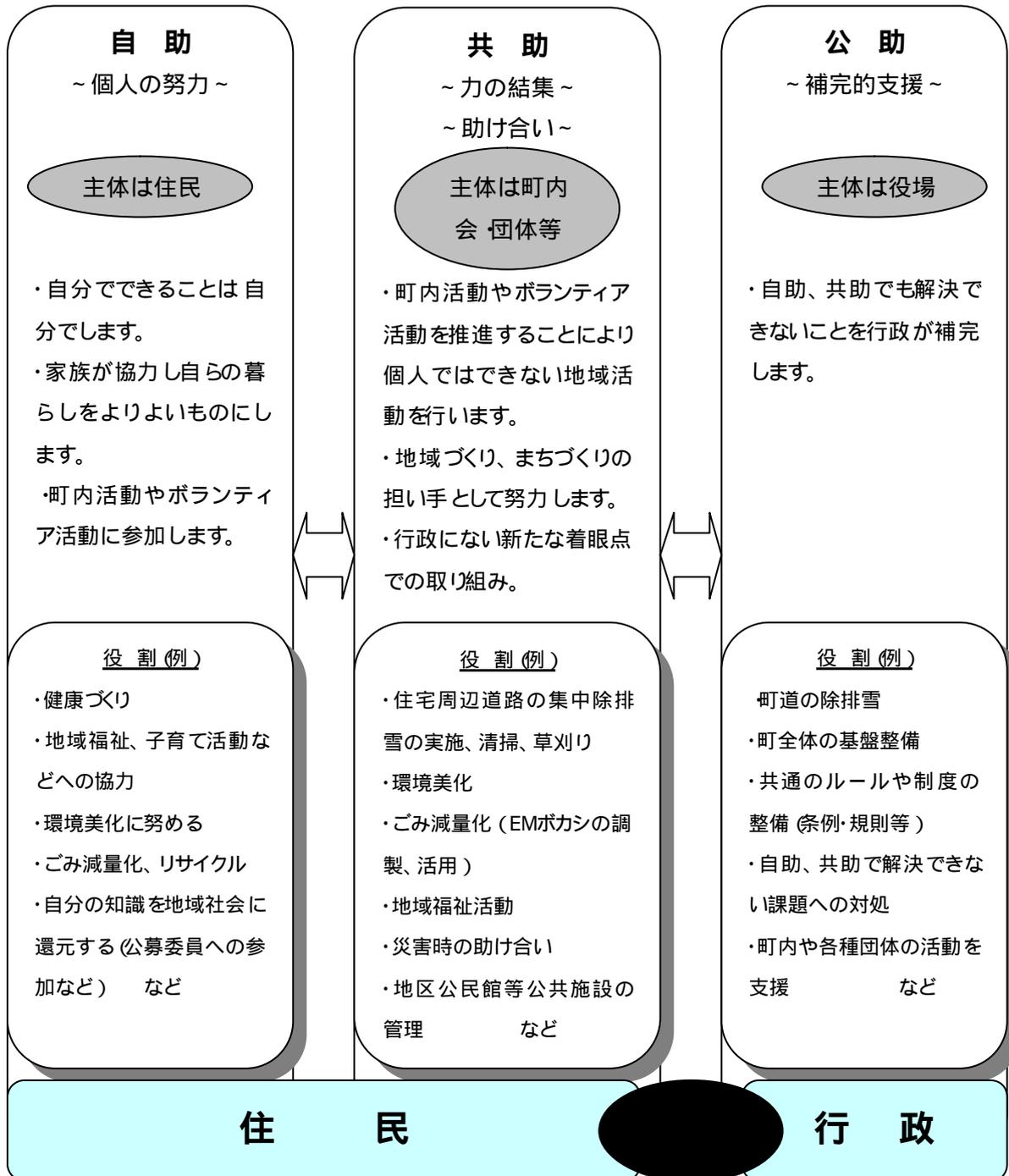
町ホームページから直接町長宛のメール送信を可能とするほか、町に対する要望等についてもどう対応したかの結果を公表できるよう、ホームページの設計を見直し、内容の充実を図ります。

### **まちづくり懇談会の充実**

住民と行政が直接意見交換できる大切な場であるまちづくり懇談会の充実を目指します。参加しやすい、参加したくなる懇談会の企画に努めます。

## 住民や地域・団体、行政の役割の明確化

住民や地域・団体、行政の役割を明確にします。まず、住民一人ひとりが自分でできることは自分でいき、住民一人ひとりではできないことを地域や団体が補います。それでもできない事柄を行政が担うこととします。住民や地域・団体、行政はそれぞれの立場でまちづくりに積極的に参加します。



### 3 住民サービスの向上

#### (1) 窓口業務の延長

平日の役場開庁時間に来られない方のために、窓口業務の延長を平成17年度から開始しました。延長業務については利用状況を見ながら、組織機構の改革と合わせ対応してまいります。

窓口延長日

毎週火・水曜日（休日は除く）

延長時間

午後5時15分～午後7時00分

延長業務

戸籍・住民票・印鑑証明の発行

#### (2) 総合窓口開設の検討

現在、複数課にまたがっている各種申請・交付・証明業務をできるだけ1箇所の窓口で行うワンストップサービスを目標として、現町民課と健康課を母体とした総合窓口の開設を検討します。

また、役場全体の窓口対応改善を図るため、窓口対応改善プロジェクトチームを結成し、総合窓口方式の導入も含めて窓口業務について継続的に検討を行います。

##### 総合窓口の方式

現在の戸籍受付窓口のほか、国民年金や国民健康保険等の申請・交付・証明を行うことができるよう改善します。

##### ローカウンターの設置

総合窓口を開設する場合は、窓口のカウンターは低くして椅子を置き、お客様と視線をあわせて対応します。

##### 案内板の改善

お客様の立場にたったわかりやすい案内板を設置します。

## 4 地域の特性を生かしたまちづくり

本町は、県都秋田市から25キロメートルと近距離に位置し、国道7号及び285号が南北に走り、交通の要衝としての位置にあります。

また、JR奥羽本線「井川さくら駅」には、快速電車を含む普通電車全てが停車し、高速交通体系においては秋田自動車道や秋田空港、大館能代空港、秋田港等へのアクセスが容易であり、高い利便性が確保されています。

今後は、改めて本町の地域性を見直すとともに、特性を生かしたまちづくりを推進します。

### (1) 人口対策

本町の人口は、昭和30年から減少を続けております。最近は、微減にとどまっているものの人口対策は、本町の大きな課題となっています。

若年層の定着と町外からの転入を促すため、既存企業の振興と企業誘致等による雇用の確保、優良宅地開発や住宅整備等による定住促進などの施策を長期的に推進します。また、新たに若者に向けた目に見える形で井川町のイメージアップ施策の展開を検討します。

### (2) 子育て支援

男女共同参画社会基本法や次世代育成支援対策推進法の施行により、子育て支援は、保護者の就労形態や様々な保育ニーズに対応する等の家族形態の多様化から地域社会全体で、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するとともに急速に進む時代の変化に的確に対応していく必要があります。

本町では、こどもセンターが核となって、乳児保育、延長保育、障害児保育、学童保育、出産休暇終了直後からの保育等を行っています。平成17年度からは一時保育事業を実施し、子育て支援のさらなる拡充を図っています。また、保護者の経済的負担の軽減を図るため保育料および医療費の無料化、軽減化を実施しています。今後も負担の軽減を図り、支援策を進めます。

家族形態の多様化に伴って、育児不安等の相談や育児サークルの育成等を行う子育て支援センターを保育所内に設置し、地域の子育て支援の拠点として総合的な支援を実施します。

### (3) 農業の振興

本町の基幹産業である農業は、米の生産数量の制限や価格下落、若年

層の就農者数の減少等によって、厳しい状況となっております。

農業生産性の向上や農業経営の安定化を図るため、生産基盤の整備を図るとともに、農業に意欲を持って取り組んでいる担い手や生産集団を中心とした農業振興策を重点的に進めます。

また、地域性を生かした農産物の振興を図るとともに地産地消を推進し、直売施設の農産物の安定的供給や給食食材の計画的生産にウエイトを置いた施策を進め、農家所得の向上を図ります。

#### (4) 商工業の振興

製造業は、コスト削減に伴い海外進出等が進み、空洞化が懸念されるところですが、高い技術力を背景に安定的成長を維持している企業も多く、男鹿南秋テクノフォーラスを中心とした異業種間交流の場を生かして新たなビジネスモデルの創出が期待されます。

本町では、井川町企業懇談会を設立し、町内企業の交流や振興を図るとともに県内外との交流を促進し、企業活動の振興に積極的に取り組み、ビジネスチャンスの輪を拡げ、若年層の雇用機会の拡大や雇用の確保に努めます。

また、本町のシンボルでもある「日本国花苑」「桜」をこれまで以上に生かした特色ある施策を進めます。

#### (5) 教育施設の整備

本町では、幼保の一体化についてはすでに実施され、その成果について実証されているところであります。小・中学校についても、一貫した教育には児童生徒の発達段階を十分に考慮した計画的・継続的な教科指導や生徒指導ができること、異なる学年相互の交流を通して豊かな人間性や社会性を育成できることなど多くの意義が考えられます。

現在、小学校、中学校ともに老朽化による改築の時期を迎えていることから、小・中学校の併設校を建設し、将来的には小・中学校の一貫教育の実施を目指します。

#### (6) 土地利用計画

豊かな自然環境の保全に配慮するとともに、農業の生産基盤の確保、均衡ある町土の発展を図るため、農業振興地域の見直しを行い、地域性を生かした土地利用計画の策定を進めます。

また、第三次井川町総合振興計画の後期実施計画に合わせ、未利用地や町有地、町有施設についての利用計画を策定します。

## 今後に向けて

### 1 計画の進行管理

#### (1) 計画の見直し

この計画は平成17年度から平成26年度までの10年間の財政推計に基づいて構築しています。しかし、国の方針の転換による財政状況の急激な変化や、その時々で変わっていく住民ニーズに対応するためには、計画を現実にも即したものに變更していくことも必要になると考えられます。

そこで次の点に留意しながら事業効果・ニーズなどを検証し、必要に応じて計画を見直し、より住民本位のまちづくりを目指します。

**効率的な行政を遂行するために事務事業の評価を行う。  
計画の進行状況に合わせた行政組織のスリム化を図る。  
財政推計に合致した計画的な行財政運営に努める。**

#### (2) 情報の開示

行財政運営の状況について住民に的確な情報開示を行い、住民との協力協働により、共に計画を推進する。

### 2 将来の合併に対する考え

今回の合併協議では合意をみることができませんでしたが、合併そのものを否定したものではありません。今回の合併協議を通して各町の課題や改善すべき点が明らかになり、これを契機に各町が課題解決のために努力し、新たな行財政モデルを確立することにより、再度、合併協議の気運が高まった時に対応できる体制づくりを進めます。

また、合併した市町村の行政運営や合併後の問題点を検証することによってより良い合併のあり方について検討します。

## 財政計画

### 財政計画

町が自立していくためには、将来にわたって町の財政が安定的に運営されることが基本となります。したがって町の財政が今後どのように推移するのか予測しながら、まちづくりを推進する必要があります。

現段階では、国の地方財政政策は不透明ではありますが、今回の財政計画の推計方法は次のとおりとしました。

#### 財政計画策定の前提条件

##### 【歳入】

平成15年度決算額をベースに平成16年度決算及び平成17年度当初予算算出時点で明らかになった点を加味して推計しています。

費 目	推 計 方 法	
町 税	町民税のうち所得割額については、平成15年度決算額の生産年齢人口1人当り額に将来の生産年齢人口を乗じて推計。その他の税については平成15年度決算額で固定。	
地 方 譲 与 税	平成17年度予算額により推計。	
利 子 割 等 交 付 金	平成16年度決算額により推計。	
地 方 消 費 税 交 付 金	平成16年度決算額により推計。	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	平成16年度決算額により推計。	
地 方 特 例 交 付 金	平成16年度決算額により推計。	
地 方 交 付 税	普 通 交 付 税	平成26年度まで、平成15年度決算額をベースに30%削減を基本とし推計。
	特 別 交 付 税	普通交付税と臨時財政対策債の合算額の減少率に合わせて推計する。

交通安全特別交付金	平成16年度決算額により推計。
分担金及び負担金	平成16年度決算額により推計。
使用料及び手数料	平成16年度決算額により推計。
国・県支出金	平成16年度決算額により推計。
	平成16年度決算額により推計。
財産収入	平成16年度決算額により推計。
寄付金	平成16年度決算額により推計。
繰入金	平成16年度決算額により推計。
繰越金	必要に応じて財政調整基金、減債基金など各種基金の繰入を計上。
諸収入	前年度余剰財源は、財政調整基金または減債基金等に積み立てることとし、計上しない。
地方債	建設計画により推計。 臨時財政対策債については、平成18年度まで計上し平成19年度からは計上しない。 減税補てん債については、平成16年度決算額により推計。

【歳出】

費 目	推 計 方 法
人 件 費	平成15年度職員1人当たり平均給与額を基に推計。議会の議員並びに特別職に関しては平成17年7月の改定を視野に積算。
物 件 費	経常的経費については平成15年度決算額を基本とし、10年間で25%削減するものとして推計する。
維 持 補 修 費	平成16年度決算額により推計する。
扶 助 費	平成16年度決算額により推計する。
補 助 費 等	経常的経費については平成16年度決算額を基本とし、10年間で15%削減するものとして推計する。八郎湖周辺清掃事務組合負担金を加味して推計。
普 通 建 設 事 業 費	計画に基づく事業費及び経常的な普通建設事業を計上する。
災 害 復 旧 事 業 費	過去の実績等により推計する。
公 債 費	計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還額を加算して推計する。
積 立 金	当該年度余剰財源を財政調整基金、減債基金等の積立金として計上。
投 資 及 び 出 資 金	平成17年度決算見込額により推計する。
貸 付 金	平成17年度決算見込額により推計する。
繰 出 金	特別会計等の推計をもとに計上する。

# 井川町財政計画

(単位:千円)

歳入区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	433,024	427,521	428,038	425,545	424,165	422,785	421,405	420,025	418,646	416,652	414,658	412,664
地方譲与税	47,742	60,631	68,500	68,500	68,500	68,500	68,500	68,500	68,500	68,500	68,500	68,500
利子割交付金等	3,103	3,423	3,423	3,423	3,423	3,423	3,423	3,423	3,423	3,423	3,423	3,423
地方消費税交付金	52,236	55,979	55,979	55,979	55,979	55,979	55,979	55,979	55,979	55,979	55,979	55,979
自動車取得税交付金	15,672	14,809	14,809	14,809	14,809	14,809	14,809	14,809	14,809	14,809	14,809	14,809
地方特例交付金	10,078	10,676	10,676	10,676	10,676	10,676	10,676	10,676	10,676	10,676	10,676	10,676
普通交付税	1,335,058	1,280,714	1,295,292	1,360,959	1,419,150	1,392,121	1,355,920	1,323,259	1,295,514	1,266,214	1,236,167	1,189,035
内臨時財政対策債分	269,814	184,206	134,900	67,400								
特別交付税	116,447	105,758	103,813	101,640	99,354	96,871	94,450	91,836	89,332	86,701	84,172	81,513
交通安全対策特別交付金	1,267	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334
分担金及び負担金	3,379	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
使用料及び手数料	99,749	100,452	100,452	100,452	100,452	100,452	100,452	100,452	100,452	100,452	100,452	100,452
国庫支出金	170,905	98,059	178,922	99,595	404,173	498,685	225,922	174,595	174,595	174,595	199,595	109,595
県支出金	161,133	134,003	147,352	119,352	119,352	119,352	119,352	119,352	119,352	119,352	119,352	119,352
財産収入	19,397	151,866	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	57,500
寄附金	14,028	15,360	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
繰入金	80,777	80,118	121,500	59,448	21,500	21,500	111,916	49,433	159,175	151,891	154,670	202,397
繰越金	126,616	144,916	74,959									
諸収入	54,377	61,147	61,147	61,147	61,147	61,147	61,147	61,147	61,147	61,147	61,147	61,147
地方債	455,500	402,000	352,100	397,900	1,004,500	900,000	671,500	138,300	110,500	101,500	99,500	99,500
内臨時財政対策債	269,800	184,200	134,900	67,400								
合 計	3,200,488	3,151,466	3,035,296	2,897,759	3,825,514	3,784,634	3,333,785	2,639,320	2,689,634	2,639,425	2,630,634	2,592,576

# 井川町財政計画

(単位:千円)

歳出区分		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	(議会議員分)	61,423	64,905	60,823	58,851	56,970	44,348	44,348	44,348	44,348	44,348	44,348	44,348
	(町4役分)	49,833	44,478	41,958	40,451	40,451	40,451	40,451	40,451	40,451	40,451	40,451	40,451
	(一般職員分)	542,535	542,676	544,434	530,024	515,614	486,794	479,589	429,154	414,744	371,514	364,309	335,489
	(各種委員等分)	16,016	16,160	15,390	12,898	12,898	11,842	11,842	11,842	11,842	11,842	11,842	11,842
計		669,807	668,219	662,605	642,224	625,933	583,435	576,230	525,795	511,385	468,155	460,950	432,130
物件費		383,768	398,601	372,513	362,919	353,325	343,731	334,137	324,543	314,949	305,355	295,761	287,826
維持補修費		44,098	39,494	39,494	39,494	39,494	39,494	39,494	39,494	39,494	39,494	39,494	39,494
扶助費		132,243	148,955	148,955	148,955	148,955	148,955	148,955	148,955	148,955	148,955	148,955	148,955
補助費		316,726	317,260	284,259	279,508	274,757	285,006	280,255	275,504	270,753	266,002	261,251	284,217
普通建設事業費		609,053	374,893	532,586	495,789	1,387,840	1,332,040	991,741	367,040	388,810	389,081	388,081	388,081
災害復旧費			7,391	14,000									
公債費		391,708	693,031	459,659	498,710	519,942	529,852	523,854	542,984	597,863	603,870	613,362	587,504
積立金		103,700	14,080	109,955	11,900	48,473	99,452	11,900	11,900	11,900	11,900	11,900	11,900
投資及び出資金、貸付金		2,490	16,400	7,150	7,150	7,150	7,150	7,150	7,150	7,150	7,150	7,150	7,150
繰出金		401,979	398,183	404,120	411,110	419,645	415,519	420,069	395,955	398,375	399,463	403,730	405,319
合計		3,055,572	3,076,507	3,035,296	2,897,759	3,825,514	3,784,634	3,333,785	2,639,320	2,689,634	2,639,425	2,630,634	2,592,576
歳入歳出差引		144,916	74,959	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
											H17～H26累計		0

## 基金に関する調書

基金区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
基金残高計	1,135,800	1,090,700	1,097,655	1,068,607	1,114,080	1,210,532	1,129,016	1,109,983	981,208	859,717	735,447	563,450